

八幡浜地区施設事務組合会計規則

〔 令和 2 年 8 月 1 日 〕
規 則 第 5 号

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めるものを除くほか、組合の会計に関する事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 組合の会計については、八幡浜市会計規則（平成 17 年八幡浜市規則第 40 号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市の」とあるのは「組合の」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「本市」とあるのは「本組合」と、「市以外の」とあるのは「組合以外の」と、「八幡浜市会計管理者」とあるのは「八幡浜地区施設事務組合会計管理者」と、「市役所」とあるのは「八幡浜市役所」と、「所属課長及び会計管理者」とあるのは「会計管理者」と、別記様式中「八幡浜市」とあるのは「八幡浜地区施設事務組合」と、同規則別表第 3 の表を次の表と読み替えるものとする。

別表第 3

出納職員の設置箇所及び事務分掌

出納職員の設置箇所	出納員となるべき職	会計職員となるべき職	事務分掌
事務局	事務局長	事務局係長	郵便料の出納保管 私用電話料金の収納 議員等の報酬の出納保管 職員の給与の出納保管 旅費の出納保管
消防本部	消防長	総務課長	罹災証明書等手数料 危険物事務取扱手数料

一次救急休日・夜間診療所	事務長	事務長補佐	診療収入の収納
特別養護老人ホーム 青石寮	施設長	係長	介護サービス利用料の収納 入所者預かり金の出納
し尿処理施設	事務長	庶務係長	し尿処理施設使用料の収納 多目的広場使用料の収納 行政財産目的外使用料の収納

附 則

この規則は、公布の日から施行する。